

国立大学法人お茶の水女子大学の中期計画 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
VIII 重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画 ○ 旗の台地区の土地（東京都品川区旗の台六丁目 5 0 7 番 9 739.93 m ² ）及び建物（120.91 m ² ） を譲渡する。	VIII 重要な財産を譲渡し又は担保に供する計画 ○ 旗の台地区の土地（東京都品川区旗の台六丁目 5 0 7 番 9 739.93m ² ）及び建物（120.91m ² ）を譲 渡する。 ○ <u>東村山郊外園敷地の土地の一部（東京都東村山市 萩山町三丁目27番1, 2号 4,093m²）を譲渡する。</u>	今後の有効活用が見込めない土地を譲渡す ることに伴う変更。

お茶の水女子大学－ 1

（備考）

1. 中期目標、中期計画共に変更する場合は、それぞれ別葉で作成してください。
2. 変更する箇所（現行、変更案両方）にアンダーラインを引いてください。
3. 変更のない項目については記載の必要はありません。
4. 様式は、A 4 横の用紙に横書きとしてください。
5. 新旧対照表の枚数が複数になる場合は、両面印刷（長辺開き）とし、ホチキスはせず、クリップで留めてください。また、ページを記載してください。
6. 国立大学法人法第 3 5 条で準用する独立行政法人通則法第 2 8 条の 4 に基づき、国立大学法人評価の結果を適切に反映させることが必要であり、そのために中期計画を変更する場合は、その旨を変更理由欄に明記してください。